

連本第 200240 号

2020 年 9 月 1 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課  
課長 大村 真一 様

東京都新宿区山吹町 130 S Kビル 8 階  
電話 03-3268-8847 Fax 03-3267-3445  
一般財団法人全日本ろうあ連盟  
理事長 石野 富志三郎

### 電話リレーサービスに係る要望について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、私たちろう者の福祉向上に、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の成立に際しては、ひとかたならぬご尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

きこえない・きこえにくい人にとって、「電話をかけられない・受けることができない」という長年の障壁が、電話リレーサービス制度の公的な導入によって、解消への道が拓けたことに大きな喜びを感じています。

しかしながら、この開始にあたり、改善すべき課題や不安点が山積となっています。

私たちを含め、すべての国民が安心、安全に電話リレーサービスを利用することができるよう、以下の通り、要望したくお願い申し上げます。

#### 記

1. 電話リレーサービスの手話オペレーターの資質や倫理性を保証するものとして、手話通訳士、手話通訳者全国统一試験合格者を基礎資格とし、オペレーターの養成研修は当事者団体や全国手話通訳問題研究会、日本手話通訳士協会、全国聴覚障害者情報提供施設協議会、全国手話研修センター等の意見や協力の元、実施してください。

〈説明〉

きこえない・きこえにくい人の人権や命を守る手話オペレーターは当事者（きこえない・きこえにくい人ときこえる人）同士の会話の際、手話言語から音声言語及び音声言語から手話言語に通訳をするにあたり、

- ①手話言語と音声言語の間の言語通訳において意味が正確に伝わるようにすること
- ②画面上で電話リレーサービスを実施するため、通常の対面通訳以上に通信特有の専門的な技術や知識を要すること

③きこえない人の命や人権に関わることがあること

以上の要件に対応出来るスキルをもったオペレーターを確保するため、手話通訳士、手話通訳者全国统一試験合格者を基礎資格とし、オペレーターの養成研修は当事者団体、全国手話通訳問題研究会、日本手話通訳士協会、聴覚障害者情報提供施設、全国手話研修センター等による養成、研修への協力が必要と考えます。

2. 電話リレーサービス業務を今まで担ってきた聴覚障害者情報提供施設のこれからの位置づけや扱いについて、総務省及び厚生労働省と私たち当事者が共に協議をする場を設け、聴覚障害者情報提供施設のこれまでの実績やノウハウを活用できるよう、事業継続及びそれに付随する新規事業を協議してください。

〈説明〉

2017年度より厚生労働省等の補助にて、聴覚障害者情報提供施設が電話リレーサービス業務を担い、各地域で異なる手話言語に対応出来る仕組みを構築し、きこえない・きこえにくい人の生活を十分に把握し適切な通訳を実施してまいりました。

しかしながら、電話リレーサービスの公的な制度導入にあたり、今まで設備整備や人材配置や研修など進めていた聴覚障害者情報提供施設の扱いが不明確です。

今後の方針に基づく新たな制度での聴覚障害者情報提供施設の位置づけを明確に示し、これまでのノウハウや聴覚障害者情報提供施設の特性を活かした新たな枠組みを構築するために、総務省及び厚生労働省と私たち当事者が共に協議をすることが必要と考えます。

以上